

## 第3章

# 実現に向けて

1. 実現に向けた着実な推進
2. 進行管理と見直し

# 1. 実現に向けた着実な推進

## 1 計画の実現に向けた連携

- ・本計画は、市内で定められる様々な都市計画が総体として機能するよう市町村が定める「都市計画に関する基本的な方針」であり、長期的な視点に立った都市の将来像と、その実現に向けた大きな道筋を示し、本市に関わる方々と幅広く共有し、都市づくりを連携しながら共に進めていくための計画です。
- ・目指す都市の実現には、都市づくりに関わる主体が、本計画を共通の指針として、各々の役割を担い、連携していくことが必要です。
- ・また本計画に掲げた都市づくりの推進に当たっては、都市計画や都市整備だけではなく、医療・福祉、子育て、産業振興、学校・教育など、様々な分野の横断的な連携が必要です。

主体間の連携

### 市民組織等

自治会等  
NPO法人  
市民活動団体等

#### 【役割】

- 市の都市づくり施策と連携します
- まちづくりに参加する責務を持ちます
- まちづくりに関する学習及び活動に主体的に取り組みます
- 自らが策定した地区街づくり計画及び地区のルールを尊重します

### 民間事業者等

民間企業  
学校法人等

#### 【役割】

- 良好な都市づくりに主体的に貢献します
- 市が実施する都市づくりと連携します
- 市民組織等が策定した地区街づくり計画及び地区のルールを尊重します

### 行政組織等

大和市  
市内都市施設管理者  
近隣自治体等

#### 【役割】

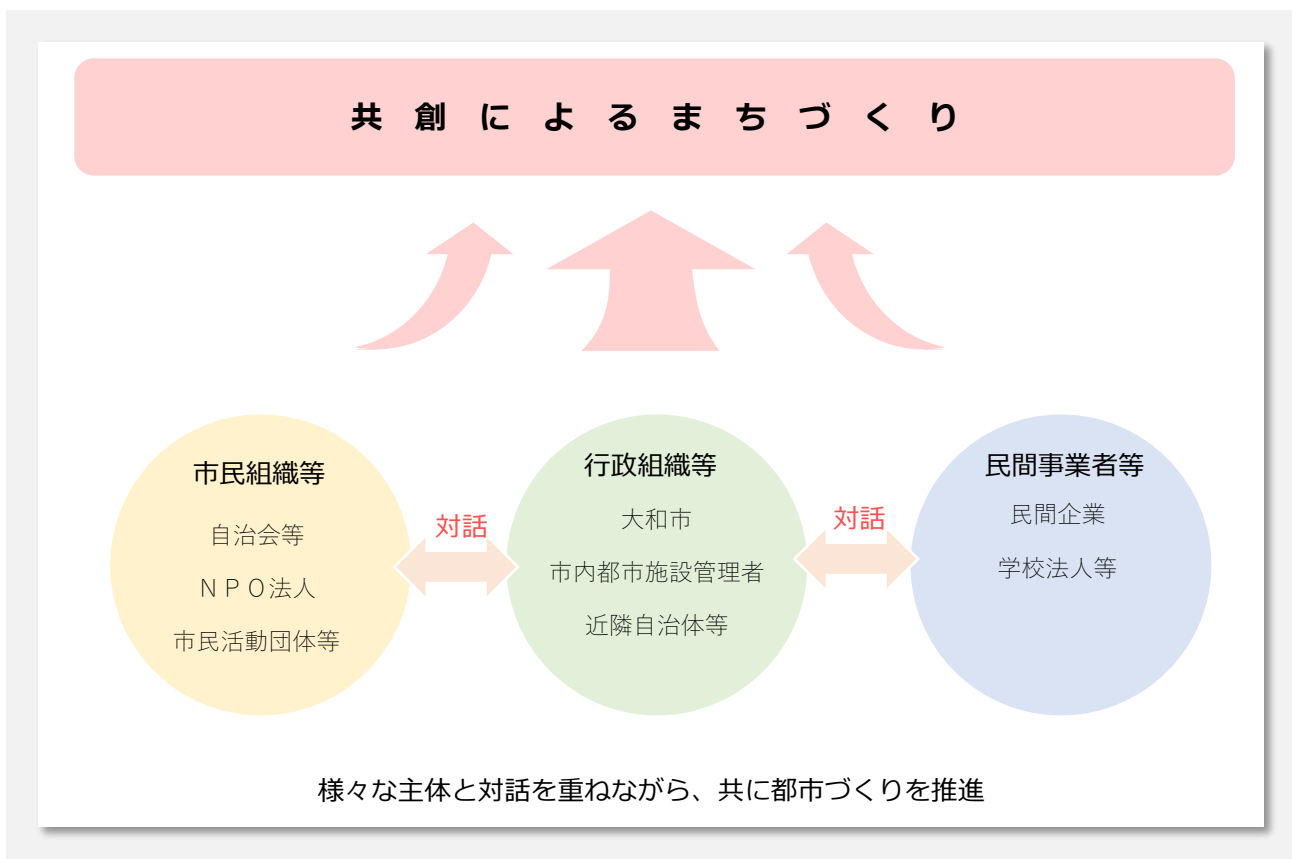
- 都市づくりに関する総合的な施策を策定し、計画的に実施します
- 施策の策定と実施にあたり、市民や民間事業者等と十分に連携します
- 市民組織等が策定した計画・ルールに配慮します
- 多様な主体のまちづくりへの参加を支援します

医療・福祉      子育て      都市計画・都市整備      産業振興      学校・教育

**総合的な施策連携**

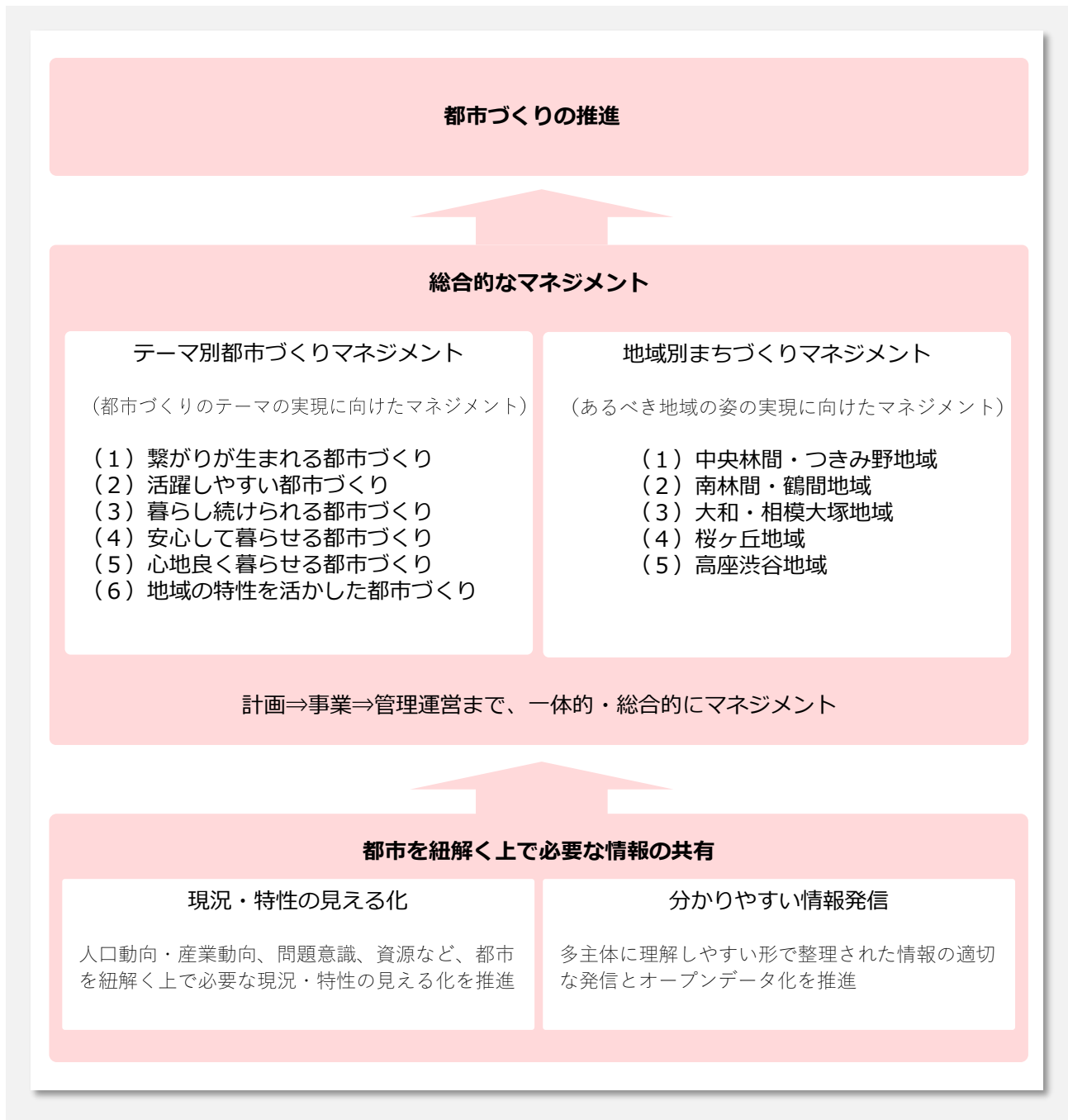
## 2 共創によるまちづくりの推進

- ・主体間の連携による目指す都市の実現に向けて、目標設定の段階から大和市に関わる多主体と共に創り上げていく「共創によるまちづくり」を推進します。
- ・地域発意のまちづくりについては、市の施策との整合性を確認しながら、支援していきます。



### 3 都市の見える化とマネジメントの推進

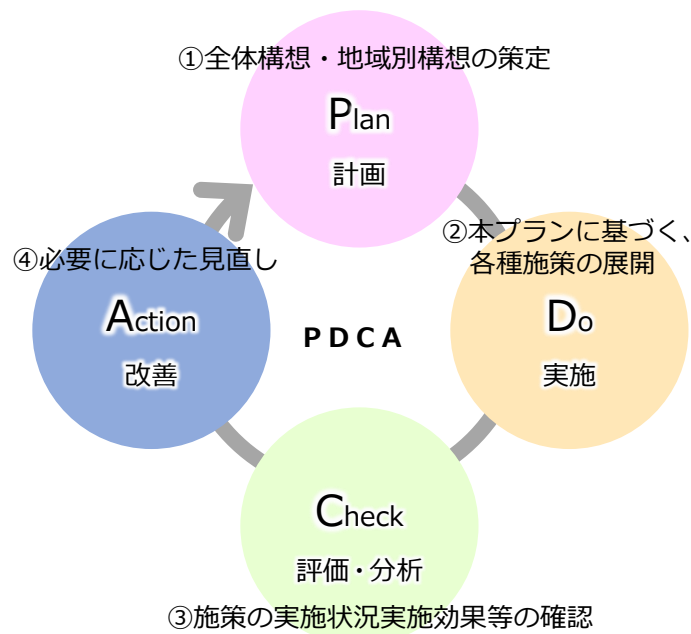
- ・都市づくりの土台となる細やかな現況・特性の見える化を推進し、分かりやすい情報発信に努めるとともに、オープンデータ化<sup>\*</sup>を推進し、部門・立場の垣根を超えて活用できる情報の共有を図ります。
- ・情報共有を土台として、計画段階→事業段階→管理運営段階まで、都市全体の価値向上に向けた一体的で総合的なマネジメントを行い、都市づくりを推進します。



## 2. 進行管理と見直し

### 1 進行管理

- 都市計画マスタープランは、都市計画法により計画期間が概ね20年と長期の計画として位置づけられていることから、施策の進捗状況の管理や市民意識調査等により、概ね5年ごとに、目指す都市の実現を見据えた効果検証を行い、PDCAサイクルにより、計画の進行管理を行います。



- なお、変化の激しい時代において施策を展開していくに当たっては、PDCAサイクルでは対応が困難な状況も生じるため、常に都市の現状を把握し、柔軟に対応できるよう、即応性の高い理論（OODA ループ<sup>※</sup>など）の考え方も取り入れながら、施策の進行管理を行います。

## 2 見直しの考え方

- ・本計画は、計画期間が長期にわたることから、ICTの劇的な進化等技術革新の進展、ライフスタイル・価値観の多様化に伴うコミュニティの弱体化など、都市を取り巻く社会経済状況や市民意識等の社会情勢の変化や、上位計画である「健康都市やまと総合計画」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の改定など本市を取り巻く様々な状況変化を考慮し、次の考え方に基づき見直しを行います。

### ① 経年変化に応じた見直し

社会状況の変化を注視しながら、概ね10年を目途に見直しを行います。

### ② 上位計画等の変更に伴う見直し

健康都市やまと総合計画など、上位計画等を見直しにあわせて、必要に応じて見直しを行います。

### ③ 都市づくり・まちづくりの進展に伴う見直し

都市づくり・まちづくりの進展や、施策の進行状況を注視し、必要に応じて見直しを行います。